

【中小企業庁からのお知らせ】

前事業年度末の自己資本比率が50%以下の中小企業(資本金1億円以下)については、留保金課税が停止されています！

- ・ 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度において、同族会社のうち、(1)各事業年度終了時の資本又は出資金額が1億円以下の中小企業であって、(2)前事業年度末の自己資本比率が50%以下の場合には、留保金課税が停止されています(租税特別措置法第六十八の二、第六十八条の百九)。
- ・ 自己資本の充実に向け、本特例措置を活用し、財務基盤の強化に努めましょう。
- ・ なお、本特例措置の適用を受けるためには、確定申告書に「中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等制度に関する明細書」等所定の書類を添付する必要があります。十分にご注意ください。
- ・ 自己資本比率の計算方法や本特例措置の詳細については、
「上手に使おう！中小企業税制45問45答」
(http://www.chusho.meti.go.jp/zeisei/faq45/jouzu_zeisei.htm)
をご覧ください。

【本措置のお問い合わせ先】

中小企業庁 事業環境部 財務課 (TEL:03-3501-5803)
国税庁、国税局(事務所)または最寄りの税務署の税務相談窓口 まで